

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 総務省

No	1
対象税目	個人住民税 (法人住民税) (事業税) 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()
要望項目名	試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設
要望内容(概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 試験研究等を目的とする独立行政法人（試験研究等独法）への寄附を行う法人等を対象とした措置である。 ※独立行政法人とは、公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものを実施する主体である。</p> <p>・特例措置の内容 試験研究等独法への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度を創設する。</p>
関係条文	
要望理由	<p>試験研究等独法について、自己収入（寄附金受入）の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、国の財政支出に依存しない自律的な事業活動を促進する。 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)で、独立行政法人の自律化に関する横断的措置として、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化が盛り込まれており、これを税制面から促進する必要がある。 また、研究開発力強化法で、研究開発法人等の研究開発能力の強化のための措置として、事業者等からの資金の受入れの促進、研究開発法人の自律性・柔軟性・競争力の向上等を規定しており、研究開発分野の資金確保対策が喫緊の課題となっている。</p>
減収見込額	(初年度) 316 (―) (平年度) (単位：百万円)
地方税以外の措置	既存 <ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 特定公益増進法人制度 ※ 独立行政法人は特定公益増進法人に該当する。
	22年度の望 <ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 試験研究等独法への寄附金促進税制の創設
過去の要望経緯	なし
本要望に対応する縮減案	